

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 7 月 1 日

島根県立出雲工業高等学校長 高橋 実

1 入札に付する事項

- (1) 件名
令和 7 年度 島根県立出雲工業高等学校消防用設備等保守管理業務委託
- (2) 仕様等
入札説明書による
- (3) 履行期間
令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
島根県出雲市上塩冶町 4 2 0 番地 島根県立出雲工業高等学校

2 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 62 年 2 月 17 日島根県告示第 211 号）第 5 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿（資格有効期間 令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで）の委託業務種別「消防用設備点検業務」に登録されている者であること。
- (6) 出雲市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (7) 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 33 条の 3 に規定する当該施設の

保守点検に必要な消防設備士の種類の甲種もしくは乙種の消防設備士免状又は同令第31条の6に規定する消防設備点検資格者の免状を有する者を配置できる者であること。

- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-0022

島根県出雲市上塩冶町420番地 島根県立出雲工業高等学校 事務室

電話0853-21-3131

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

公告の日から7月10日(木)までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時00分から午後4時45分までとする。)

- (3) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年7月25日(金) 午前10時から

- (2) 場所 出雲工業高等学校 小会議室

6 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書等を令和7年7月11日(金)正午までに「本公告4(1)の場所」に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 郵便による入札

認めない。

- (7) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

- (8) 契約書作成の要否

要する。委託料は点検区分（機器点検、機器点検・総合点検）ごとに分割して支払うため、落札者は、契約締結までに入札金額を点検区分ごとに分けた金額を報告すること。

(9) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、再度入札は 2 回を限度とする。

(10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（島根県立出雲工業高等学校）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。